

障がい福祉のしおり

手帳を活用するために



泉 大 津 市

ご利用の皆様へ

- 1 このしおりは、ごく簡単にまとめて表現してありますので、詳しく知りたいところや、わかりにくいところがありましたらご遠慮なくお問い合わせください。
- 2 諸制度をご利用になる場合は、ほとんどが事前に所定の手続きが必要となりますので、手続き方法・提出書類等をもう一度確認のうえ、手続きをお取りください。
なお、お問い合わせや手続きのためご来庁される場合は、印鑑と、身体障がい者手帳等をお持ちの方は、念のため手帳もご持参ください。
- 3 住所や電話番号が変わった場合、なるべく早くお知らせください。
- 4 必要に応じて、「広報いづみおおつ」にてお知らせいたします。
- 5 このしおりは、令和6年4月現在の内容で発行しています。

もくじ

支援サービス等一覧表	1
1. 手帳の交付手続きをするには	2
1 身体障がい者手帳	2
2 療育手帳	3
3 精神障がい者保健福祉手帳	4
2. 相談したいときの窓口は	5
3. 在宅福祉サービス	6
・ 布団乾燥サービス	6
・ 福祉健康農園	6
・ 手話通訳者の派遣	6
・ ふれあいバスの運行	6
・ 声の広報、図書館資料等	6
・ Net119緊急通報システム	7
4. 障がい者自立支援給付	8
1 介護給付	8
2 訓練等給付	8
3 障がい児通所支援サービス	9
4 自立支援医療	10
5 補装具費支給	11
5. 地域生活支援事業	13
1 相談支援事業	13
2 意思疎通支援事業	13
3 地域活動支援センター	13
4 移動支援事業	13
5 日常生活用具給付等事業	14
6 日中一時支援事業	15
7 重度障がい者等就労支援特別事業	15
8 地域活動支援センターⅡ・Ⅲ型	16
6. 車いすの貸し出し	16
7. 住宅について	17
1 住宅改造助成金の交付	17
2 福祉住宅入居案内	18
8. 医療費の助成について	18
9. 給付金・手当・年金	21
10. 経済的負担の軽減のために	23
1 税の軽減	23
(1) 自動車税・自動車取得税の減免	23
(2) 軽自動車税の軽減	24
(3) 所得税・住民税等の所得控除	25
(4) 固定資産税の減免	25
2 割引制度	26
(1) 旅客運賃等の割引	27
(2) 有料道路通行料金の割引	28
(3) NHK放送受信料の減免	29
(4) 点字郵便物の取扱	29
(5) 公共料金等の減免	30
11. 行動範囲を拡大するために	31
1 タクシー料金の助成	31
2 タクシー協会の運賃割引	31
3 自動車改造費用助成	31
12. 郵便による不在者投票	32
13. 身体障がい者・知的障がい者相談員	33

※ 各手当等をうけるには、必ず申請が必要です。

支援サービス等一覧表

障がい種別	制度名	給付金・手当				装具		年金		医療助成		障がい福祉サービス		各種割引・減免																
		外 國 人 心 身 障 が い 者 給 付 金	特 別 障 が い 障 が い 者 手 当	特 別 障 が い 兒 童 扶 養 手 当	児 童 扶 養 手 当	大阪府 重度障 がい 者在宅 生活応 援制度	補 装 具	日 常 生 活 用	障 害 基 礎	障 害 厚 生	更 育 成 医 療	障 害 医 療	介 護 給	訓 練 等 給	地 域 生 活 支 援	布 団 乾 活 サ ー	手 話 通 訳 者 の 派 付	鉄 道 運 賃 付	バ ス 運 賃 付	航 空 運 賃 付	有 料 道 路 通 行 費	タ ク シ ー 料 金 助 成 ・ 割 引	N H K 受 信 料 金 助 成 ・ 割 引	水 道 ・ 下 水 道 料 金 減 免 成 成	住 宅 改 造 費 助 助 成 成	自 動 車 改 造 費 助 助 成 成	郵 便 に よ る 不 在 者 投 票			
等級		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
視覚障がい	1	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	2	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	3				○																									
	4																													
	5																													
	6																													
身体障がい者	平聴行機能障がいは	2	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	3					○																								
	4																													
	5																													
	6																													
	言語	3				○																								
手帳	肢体不自由	1	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		2	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		3				○																								
		4				△																								
		5																												
		6																												
内部障がい	1	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	2	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	3					△																								
	4																													
療育手帳	A	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	B1				○	○																								
	B2				△																									
精神障がい者保健福祉手帳		△	△	△	△																									
難病患者等																														
ページ	21	21	21	21	21	21	21	11	14	21	21	10	10	18	8	8	13	6	6	23	27	27	28	28	31	29	30	17	31	32

○ 該当 ◎ 身体障がいと知的障がいの重複 △ 一部該当

制度によっては、年齢・所得・等級(程度)に制限があります。

※ 各手当等をうけるには、必ず申請が必要です。

1. 手帳の交付手続きをするには

1 身体障がい者手帳

身体障がい者手帳には、障がいの程度により1級から7級までの区分があり、手帳を所持することによって各種制度、施策を活用することができます。(7級のみでは手帳は交付されません。)

(1) 交付手続き

- ① 市役所障がい福祉課で所定の用紙を受け取る
 - ② 指定医師の診断を受ける
 - ③ 障がい福祉課へ手帳申請
 - ・手帳交付申請書
 - ・指定医師診断書
 - ・写真 1枚 (タテ4センチメートル×ヨコ3センチメートル)
 - ④ 本人へ手帳交付
- ※・交付申請書、診断書は障がい福祉課にあります。
・指定医師は障がい福祉課でおたずねください。
・市民税非課税世帯に属する人に係る診断書料は、市が助成します。(一旦立て替えてお支払いいただき、後日償還いたします。)

(2) 再交付手続き

障がいの程度が変わった、他の障がいが加わった、汚損・破損した、手帳を紛失した、写真を新しいものに替えたいときは、再交付の手続きをしてください。

必要なもの 区分	交 付 申 請 書	写 真	手 帳	指 定 医 師 の 診 断 書
等 級 変 更	○	○	○	○
障 が い 名 追 加	○	○	○	○
汚 損 ・ 破 損	○	○	○	
紛 失	○	○		
写 真 は り か え	○	○	○	

※ ・交付申請書、診断書は障がい福祉課にあります。

(3) 住所・氏名変更

住所や氏名が変わった場合には、届出が必要です。
(手帳をご持参ください。)

(4) 再認定制度

医療の進歩や機能回復訓練の実施、または発育等により、障がいの程度に変化が生じる場合、再認定の診査・判定を行う必要があります。その場合は、手帳交付時及び再認定時にお知らせするとともに、手帳に再認定年月を記載します。

(5) 返還

本人が死亡したり、障がいの程度が軽くなって障がい者に該当しなくなったときは、手帳を返還してください。(手帳をご持参ください。)

2 療育手帳

知的障がい者（児）が相談や援助を受けやすくするため、大阪府障がい者自立相談支援センターまたは大阪府貝塚子ども家庭センターで知的障がいと判定された方に対し、大阪府から交付されます。

療育手帳には、障がい程度として A（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の区分があります。

(1) 交付手続

- ① 市役所障がい福祉課へ手帳申請
 - ・手帳交付申請書
 - ・聴き取り、面談（18歳以上の方）
 - ・写真 1枚（タテ4センチメートル×ヨコ3センチメートル）
- ② 障がい福祉課から大阪府障がい者自立相談支援センター、または子ども家庭センターへ申請書を送付（本人面談・心理判定）
- ③ 大阪府から障がい福祉課へ手帳送付
- ④ 本人へ手帳交付

※ 交付申請書は障がい福祉課にあります。

(2) その他手続

区分	必要なもの		写真	手帳
更 新	判定時期到来のとき		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
再 交 付	紛失、汚損、破損したとき		<input checked="" type="radio"/>	汚損・破損 のとき <input checked="" type="radio"/>

氏名、住所変更	※市外転出は転出先で手続 (府外転出の場合は泉大津市役所で手続)		○
返還	死亡等		○

3 精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者が諸制度を活用するために、精神障がい者保健福祉手帳を交付します。精神障がい者保健福祉手帳には、1級から3級の区分があります。

(1) 交付手続

- ① 市役所障がい福祉課で所定の用紙を受け取る
- ② 医師の診断を受ける(精神障がいのために障害年金を受けている場合は年金証書と障害年金の振込通知書の写しで申請可)
- ③ 障がい福祉課へ手帳申請
 - ・手帳交付申請書
 - ・医師の診断書(または障害年金証書と障害年金の振込通知書)
 - ・写真 1枚 (タテ4センチメートル×ヨコ3センチメートル)
- ④ 本人へ手帳交付

※ 交付申請書は障がい福祉課にあります。

(2) 継続手続

精神障がい者保健福祉手帳は2年ごと、自立支援医療(精神通院医療)については毎年、継続手続きが必要です。

※自立支援医療(精神通院医療)については10ページ参照。

障がい福祉課へお問い合わせください。 電話 (0725) 33-1131
FAX (0725) 33-7780

2. 相談したいときの窓口は

機関名	主な相談内容		所在地・電話	
泉大津市障がい福祉課	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付、車いす等補装具の交付、日常生活、社会活動など困っているときはいつでも、お気軽にご相談ください。		泉大津市東雲町 9-12 電話 (0725) 33-1131 FAX (0725) 33-7780	
援者大阪セント立府相障タ談が支い	身体障がい者	医師、心理判定員、ケースワーカーなどの専門職員が判定・指導を行っています。	大阪市住吉区大領 3-2-36 電話 06-6692-5262 FAX 06-6692-3981	
	知的障がい者		大阪市住吉区大領 3-2-36 電話 06-6692-5263 FAX 06-6692-3981	
貝塚子ども家庭センター	18歳未満の障がい児の問題について、専門的な分野で総合的な判定を行い、必要な指導や相談などを行っています。		貝塚市畠中 1-17-2 電話 072(430) 6300 FAX 072(430) 6301	
和泉保健所	障がい児の早期発見、治療を目的として、医学的な相談・指導を行っています。 精神障がいの相談なども行っています。		和泉市府中町 6-12-3 電話 (0725) 41-1342 FAX (0725) 43-9136	
泉大津公共職業安定所(ハローワーク泉大津)	障がい者の就職等をお世話します。専門職員を配置してきめ細かい職業相談、就職のあっせん等を行っています。		泉大津市旭町 22-45 (テクスピア大阪内) 電話 (0725) 32-5181	
泉州北障害者就業・生活支援センター	障がいのある方の「働くこと」を支援し、「就業面」と「生活面」を一体的にサポートします。※就職先のあっせんの場ではありません。		和泉市府中町 1-8-3 電話 (0725) 26-0222 FAX (0725) 26-0031	
身体障がい者相談員 知的障がい者相談員	市長の委嘱を受けて、身体障がい者、知的障がい者及びその家族の方々が日常生活を営んでいく上で生じる身近な問題について、相談、助言等を行っています。		※ 33ページ参照	
保健センター	保健師、看護師などが障がい者の健康相談等を行っています。		泉大津市宮町 2-25 電話 (0725) 33-8181 FAX (0725) 33-4543	
泉大津市子育て応援課	発達相談員が、発達に関する悩みや不安などをお聞きし、お子さんの状況を理解したうえで、ご家族と一緒によりよい支援内容を考えます。まずは電話にてご相談ください。		泉大津市東雲町 9-12 電話 (0725) 33-1131 FAX (0725) 33-1178	
泉大津市立児童発達支援センターにじっこ	障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが日常生活や社会生活を円滑に過ごすことができるよう支援を行う施設です。 センターの利用に関する事や障がいや発達に関する様々な相談を行っています。		泉大津市高津町 3-19 電話 (0725) 51-7002 FAX (0725) 32-4500	
地域包括支援センター(総合福祉センター内)	高齢者、障がい者の相談、助言等を行っています。		泉大津市東雲町 9-15 電話 (0725) 21-0294 FAX (0725) 21-8294	
相談支援センターとうだい	障がい者及び家族の方の相談をお受けし、障がいのある方の地域での生活を総合的にサポートします。		泉大津市汐見町 85-1 電話 (0725) 20-2356 FAX (0725) 23-2349	

泉大津市基幹相談支援センター	泉大津市内にお住いの身体障がい、知的障がい、精神障がい、及び難病のある方など、その種別や年齢を問わず、ご本人や家族、支援者からの相談を受け付けます。	泉大津市東雲町 9-15 電話 (0725) 21-8601 FAX (0725) 21-8603
----------------	--	---

3. 在宅福祉サービス

制度名	対象者	サービスの内容	窓口
布団乾燥サービス	介護保険制度における要介護度4、5で常時寝たきりの人又は重度の身体障がい者で常時寝たきりの人	布団の丸洗い乾燥サービス（無料） 年2回（春・秋）	社会福祉協議会 電話 (0725) 23-1393 FAX (0725) 23-1394
福祉健康農園	65歳以上の方及び身体障がい者手帳又は療育手帳所持者	毎年4月1日から翌年3月31日まで農園貸し出し (利用料:年額3,600円)	福祉政策課
手話通訳者の派遣	聴覚障がい者及び音声または言語機能障がいのある方	障がい福祉課の窓口での対応だけでなく、各課での手続き相談や各種行事などにおける通訳も行います。 (13ページ参照)	障がい福祉課

ふれあいバスの運行

高齢者、障がい者等の積極的な社会参加を促進するため、北回りコース、中回りコース、南回りコースの3コースを、それぞれ1日5便ずつ、市内の福祉施設などを循環する「ふれあいバス」を運行しています。

乗車できる人: 60歳以上の人、障がい者手帳をお持ちの人、妊産婦、乳幼児(小学校就学まで)連れの人とそれぞれの介添え者等。車いす利用者は、介添え者と共にご乗車ください。

利用料: 無料

運行日: 月曜日から土曜日、敬老の日(日曜日、祝日、年末年始の12月29日～1月3日は運休)

(2市1町広域連携)福祉バスの相互利用が可能です。

泉大津市・高石市・忠岡町の住民は、それぞれの福祉バスの利用が可能です。詳細は、各市町にお問い合わせください。(福祉政策課)

声の広報	視覚障がい者で希望する方に、CDによる声の広報を貸し出します(送付可)。図書館にもあります(貸出可)。	社会福祉協議会 電話 (0725) 23-1393 FAX (0725) 23-1394
------	---	--

図書館資料	大活字本や点字図書、ＬＬブック、朗読CDの貸し出しを行っています。	市立図書館 電話(0725) 58-6856 FAX (0725) 58-6857
サピエ図書館	約50万件に及ぶ点字図書・録音図書の検索、ダウンロードができる視覚障がい者情報総合ネットワークシステムです。市立図書館も加盟しています。	市立図書館 電話(0725) 58-6856 FAX (0725) 58-6857
対面朗読サービス	対面朗読を希望される方にサポートの方が朗読を行います。(場所:図書館会議室)	同上
図書の郵送貸出サービス	来館が困難な方に資料の郵送貸出を行っています。(貸出冊数:5冊まで、貸出期間:3週間)	同上
市立図書館駐輪場の無料サービス	障がい者手帳を持っている方は駐輪場を無料で利用できます。(場所:比楽駐輪場)	同上
市立図書館内備品の貸出	車椅子、ブックカート、老眼鏡、リーディングルーペ、リーディングトラッカー、拡大鏡、筆談ボード、車椅子用昇降式テーブル、ハンディウォーカー(無料)	同上
市立図書館内コミュニケーションツール	対話支援機器Comuoon(コミューン)、コミュニケーションボード	同上
Net119緊急通報システム	スマートフォン等のインターネット機能を利用し、音声によらず緊急時の119番通報ができるシステムです。事前の登録が必要です。	市消防本部 電話(0725) 33-4483 FAX (0725) 33-0531

4. 障がい者自立支援給付

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障がい者総合支援法」といいます。）に基づく自立支援給付を中心に、障がいの種類をこえた共通のサービスを提供し、地域での自立と安心をサポートします。

対象者 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等

障がい児（障がいのある18歳未満の児童）

対象となるサービス 心身の状況により、次のサービスを利用できます。

1 介護給付

サービス名	サービス内容
ホームヘルプ (居宅介護)	居宅での入浴、排せつ、食事など生活全般の介護
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人、行動上困難があって常に介護を必要とする人に対する総合的な介護（外出の際の移動中の介護を含む）
行動援護	知的障がい又は精神障がいのため行動上著しい困難がある方に対する、危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護
同行援護	視覚障がいのため移動に著しい困難がある方に対する、移動に必要な情報の提供や外出の際の移動中の援助
療養介護	医療が必要な方に対する、病院での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助
生活介護	障がい者支援施設などで日中行われる入浴、排せつ食事の介護、創造的活動、生産活動の機会提供などの援助
ショートステイ (短期入所)	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護
重度障がい者等 包括支援	介護の必要性が非常に高い方に対する居宅介護その他の包括的な介護
施設入所支援	施設に入所している方に対して行われる入浴、排せつ、食事などの介護

2 訓練等給付

サービス名	サービス内容
自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な方に対して、就労機会の提供と生産活動などの機会の提供を通じて知識や能力向上のために必要な訓練の提供
就労定着支援	就労移行支援等を利用して通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るために支援を提供
自立生活援助	施設を利用していた障がい者がひとり暮らしを始める際に、自立した日常生活を行うための環境整備を行う
グループホーム (共同生活援助)	共同生活を行う住居での相談や日常生活上の援助

3 障がい児通所支援サービス

サービス名	サービス内容
児童発達支援	障がい児に対する日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの援助
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等で、通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して居宅を訪問して発達を支援
放課後等デイサービス	就学している障がい児の生活能力向上のための訓練、放課後の居場所づくりの援助
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がい児の集団生活の適応のために受ける援助

サービス利用の流れ（上記1、2共通　ただし、訓練等給付については審査会は開かれません。また、サービス等利用計画（案）等の提出が必要となっています。）

18歳以上の障がい者	18歳未満の障がい者（障がい児）
① 障がい福祉課に相談し申請する	① 保護者が障がい福祉課に相談し申請する
② 市職員等による生活や障がいの状況についての面接調査	② 職員等による障がい児の障がいの程度や心身の状況、利用に関する具体的な内容の聴き取り
③ 聽き取りの結果をもとに審査会によって検討した上で障がい支援区分の認定（ただし、訓練等給付については、審査会による障がい支援区分の検討は行われません）	③ 聽き取りの結果をもとに審査
④ 生活環境やサービスの利用意向を聞き取り、サービスの量と1ヶ月あたりの支払いの限度額を決定して受給者証を交付する	④ サービス利用が適当と認めた場合はサービスの量と1ヶ月あたりの支払いの限度額を決定して受給者証を交付する
⑤ 指定事業者、施設と契約を結びサービスを利用	⑤ 指定事業者、施設と契約を結びサービスを利用
⑥ サービスにかかる利用者負担額を事業者に支払う	⑥ サービスにかかる利用者負担額を事業者に支払う

※ ホームヘルパーの利用やショートステイ等介護保険サービスの対象となる方は、介護保険によるサービスの利用が優先されますので、ご留意ください。

※ サービスにかかる利用者負担額は、市民税の課税状況や利用者等の収入により、軽減措置もあります。低所得世帯（市民税非課税世帯）及び生活保護世帯に属する方は、自己負担は発生しません。

※ 高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する方がいる場合や、障害福祉サービスを利用する方と同じ世帯に児童福祉法にかかるサービスを利用する方がいる場合、または介護保険サービスを利用する方が障害福祉サービスを併せて利用して

いる場合、補装具の購入及び修理に要した費用が、1か月の利用者負担の合計額が一定額を超えていた場合は、その超えた額相当分について申請により償還される場合があります。申請の際には領収証等の提出が必要となります。

なお、平成30年から、現行制度に加え、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた一定の高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度（高額障がい福祉サービス等給付費の支給）により軽減（償還）できる仕組みが創設されました。

4 自立支援医療

種類	内容	申請手續
更生医療	<p>障がいの程度を軽くし、日常生活を容易にするために医療が必要なとき、18歳以上の方は指定医療機関で医療を受けることができ、医療費の9割までが公費で支払われます。</p> <p>緊急の場合を除き、必ず医療を受ける前に申請してください。医療を受けた後では公費負担ができませんのでご注意ください。</p> <p>※身体障がい者手帳の交付を受けた方が対象ですが、医療の内容によっては対象外となる場合もあります。</p>	障がい福祉課に相談の上、必要書類を提出してください。
精神通院医療	<p>精神障がいのため、自立支援医療指定の医療機関で外来治療を受けている方は、通院医療費の9割までが公費で支払われます。</p> <p>なお、自立支援医療指定の処方せん薬局も対象となります。</p>	
育成医療	<p>身体に障がいがある児童であって、手術等の治療により身体上の障がいが軽くなり、日常生活が容易にできるようになる児童が、指定育成医療機関において治療等を受ける場合に、その治療に要する医療費の9割までが公費で支払われます。</p>	

自立支援医療は費用の1割が原則として自己負担になりますが、負担が重くなりすぎないようにするために、所得等に応じて負担上限が決められています。

※ 本人や家族の所得等により制度の適用を受けることができない場合があります。

※問合せ 障がい福祉課

5 補装具費支給

障がいのある部分を補い、日常生活または職業生活を容易にするため必要な補装具の交付・修理にかかる費用を支給します。原則としてかかった費用の1割が自己負担となり、世帯の所得区分に応じて負担上限月額をもうけています。

※ 障がい者総合支援法に基づく自立支援給付（補装具費支給）については、介護保険法等によるサービスが優先されますので、ご留意ください。

※ 補装具ごとに支給基準額が異なり、基準額を超える金額の補装具は、その差額についても自己負担となります。例えば、補装具Aの基準額が1万円で、購入希望補装具Aの価格が2万円であれば、1万円の1割+（2万円-1万円）で、自己負担額は11,000円となります。生活保護、低所得世帯の場合は、2万円-1万円で1万円が自己負担額になります。

＜負担上限月額＞

生活保護世帯	低所得世帯	一般（※）
0円	0円	37,200円

※ ただし、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がおられる場合は公費負担の対象外となりますので全額自己負担となります。（利用対象者が児童の場合、所得制限はありません。）
(所得を判断する際の世帯の考え方)

「世帯」の範囲については、当該障がい者及びその配偶者とし、利用対象者が児童の場合は、当該障がい児の保護者の属する世帯（住民基本台帳上の世帯）で判断します。

＜低所得世帯＞市民税非課税世帯

＜一般＞市民税課税世帯

※ 負担上限月額は、支給対象基準額内の補装具の交付・修理にかかる費用が対象となり、補装具の交付・修理にかかる費用が負担上限月額内であっても、基準額を超える差額については自己負担となります。

＜減免制度について＞

補装具の自己負担を負担することにより生活保護の適用対象となる場合には、生活保護の適用にならない程度まで負担上限額を軽減することができます。

補装具の種類(例)

義肢、装具、車いす、電動車いす、補聴器（交換用の電池は対象となりません）、座位保持装置、視覚障害者安全つえなど

- ※ 介護保険で貸与される福祉用具として、補装具と同様の品目（車いす、電動車いす、車いす付属品（クッション、電動補助装置等）、歩行器、歩行補助つえなど）が含まれています。これらの品目は介護保険による保険給付が優先されますので、ご留意ください。
- ※ 車いす等保険給付として貸与されるこれらの品目は、標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や身体障がい者更生相談所（大阪府障がい者自立相談支援センター・身体障がい者支援課）等により障がい者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障がい者については、これらの品目についても障がい者総合支援法に基づく補装具として支給を受けることができます。
- ※ 必ず現物を購入する前に申請してください。購入された後では公費負担ができませんのでご注意ください。

※問合せ 障がい福祉課

5. 地域生活支援事業

1 相談支援事業

事 業 内 容	市内の相談支援センター「とうだい」において、障がい者及び家族の方の相談をお受けし、障がいのある方の地域での生活を総合的にサポートします。
利 用 者 負 担	無料
連 絡 先	相談支援センター とうだい 泉大津市汐見町85-1 電 話 0725-20-2356 FAX 0725-23-2349

2 意思疎通支援事業

事 業 内 容	聴覚障がい及び音声又は言語機能障がいのある方が公共機関や医療機関に行き、手話通訳等を必要とする場合などに、市で登録している手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣し、意思疎通支援を行います。
利 用 者 負 担	無料
連 絡 先	泉大津市役所 障がい福祉課 電 話 0725-33-1131 FAX 0725-33-7780

3 地域活動支援センター

事 業 内 容	障がい者等が通い、創作的活動や生産活動の機会を提供したり、地域の実情に応じて日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域内の関係機関や団体との協力関係を築きながら、憩い、楽しむことや交流活動に参加する支援を展開します。※16ページの8地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型を参照
---------	--

4 移動支援事業（ガイドヘルパー）

利 用 者 負 担	利用できる対象の方は、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの方で常時援助の必要な方及び身体障がい者手帳1級をお持ちの全性障がい者（児）です。 負担上限月額（利用者負担は1割）					
	<table border="1"><tr><td>生活保護世帯</td><td>低所得世帯 (市民税非課税)</td><td>課税世帯</td></tr><tr><td>0円</td><td>0円</td><td>4,000円</td></tr></table>	生活保護世帯	低所得世帯 (市民税非課税)	課税世帯	0円	0円
生活保護世帯	低所得世帯 (市民税非課税)	課税世帯				
0円	0円	4,000円				

5 日常生活用具給付等事業

対象者 在宅の身体障がい者、重度の知的障がいと判定された方及び用具が必要と診断された難病患者等

(用具の種類によっては、年齢、障がいの種別、障がい程度により給付等が制限されることがあります。)

内 容 身体障がい者等が日常生活を容易に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付又は貸与します。

※ 修理は、お受けできません。

日常生活用具の種類(例)

入浴補助用具、紙おむつ、特殊寝台、移動・移乗支援用具、視覚障がい者用読書器、点字図書、聴覚障がい者用屋内信号装置、自動消火器など

※ 個々に基準額があり、基準額を超える金額の日常生活用具は、その差額についても自己負担となります。

※ 必ず現物を購入する前に申請してください。購入された後では公費負担がでませんのでご注意ください。

利用者負担上限額	原則1割負担 (世帯の所得区分に応じて月額負担上限を設けます)	
	世帯所得区分	負担上限月額
	生活保護世帯	0円
	市民税非課税世帯	0円
	市民税課税世帯	37,200円

※ 日常生活用具ごとに支給基準額が異なり、基準額を超える金額の日常生活用具は、その差額についても自己負担となります。例えば、日常生活用具Aの基準額が1万円で、購入希望日常生活用具Aの価格が2万円であれば、1万円の1割+(2万円-1万円)で、自己負担額は11,000円となります。生活保護、低所得世帯の場合は、2万円-1万円で1万円が自己負担額になります。

※ 負担上限月額は、支給対象基準額内の日常生活用具の交付にかかる費用が対象となり、日常生活用具の交付にかかる費用が負担上限月額内であっても、基準額を超える差額については自己負担となります。

※問合せ 障がい福祉課

6 日中一時支援事業

事業内容	日中ショート 障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を支援。				
費用負担	利用者負担 1割負担 負担上限月額 <table border="1"><tr><td>生活保護世帯 市民税非課税世帯</td><td>課税世帯</td></tr><tr><td>0円</td><td>上限なし</td></tr></table>	生活保護世帯 市民税非課税世帯	課税世帯	0円	上限なし
生活保護世帯 市民税非課税世帯	課税世帯				
0円	上限なし				

7 重度障がい者等就労支援特別事業

事業内容	重度訪問介護、同行援護、行動援護利用者のうち、民間企業等雇用主及び被雇用者で（就労継続支援 A 型事業所を除く）、週10時間以上勤務し、所得の向上が見込まれる人に通勤・業務中に当該福祉サービスに準じた就労支援を行う。
費用負担	利用者負担 1割 当該福祉サービス利用における月額負担上限に準じます。
ご利用にあたって	被雇用者の場合、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から支援計画書の確認を受けている必要があります。ご利用には事前相談と事業計画書が必要ですので、詳しくは障がい福祉課へご相談ください。

8 地域活動支援センターⅡ型

事業内容	地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供。				
費用負担	利用者負担 1割負担 負担上限月額 <table border="1"><tr><td>生活保護世帯 市民税非課税世帯</td><td>課税世帯</td></tr><tr><td>0円</td><td>上限なし</td></tr></table>	生活保護世帯 市民税非課税世帯	課税世帯	0円	上限なし
生活保護世帯 市民税非課税世帯	課税世帯				
0円	上限なし				
連絡先	地域活動支援センター覚寿園 泉大津市曾根町2-2-38 電話 0725-33-1000 FAX 0725-33-7517				

地域活動支援センターⅢ型

事業内容	地域で生活されている障がい者の人たちが集まり、昼食会や軽作業、レクリエーションを行っています。
費用負担	利用者負担については、事業所に直接お問い合わせください。
連絡先	地域活動支援センターほのか 泉大津市上之町3番27号 電話 0725-21-7840 FAX 0725-21-7840

6. 車いすの貸し出し

身体の不自由な方・病気やケガをされた方で一時的に在宅において車いすが必要な場合に車いすの貸し出しをしています。

なお、介護保険制度で要介護2以上の認定を受けた方については、利用できません。

貸し出し期間 最長1ヶ月

利用料金 無料

申請に必要なもの ・本人確認書類

利用する人が65歳以上なら介護保険証(申請中は暫定被保険者証)、65歳未満なら健康保険証・運転免許証など
・申請者の印鑑

窓口 社会福祉協議会 TEL (0725) 23-1393

FAX (0725) 23-1394

7. 住宅について

1 住宅改造助成金の交付

在宅の重度障がい者等が、住み慣れた地域で自立し、安心して生活できるよう にするため、日常生活の最も基礎となる住宅について、心身の状況により改造が必要な場合に改造費用を助成することにより、重度障がい者等の生活の利便の増進を図ります。助成は1世帯1回限りで、所得制限があります。但し、市内転居に伴い住宅改造を必要とする場合に限り、1回を限度として再度助成を受けるこ とができます。その場合の助成額は10万円が上限となります。

- | | |
|------|--|
| 対象者 | ① 身体障がい者手帳（肢体不自由又は視覚障がい2級以上、肢 体又は視覚の障がいの重複により2級以上、体幹機能障がい又 は下肢機能障がい3級）を所持する方がいる世帯
② 療育手帳（A）を所持する方がいる世帯 |
| 改造内容 | トイレ、浴室、廊下、居室等の改造工事が対象（新築、改築は対象外） |
| 補助額 | 補助対象工事に要する経費で20万円を限度とします。 |
| 申請関係 | ① 住宅改造助成事業交付金申請書
② 事業概要調書
③ 工事費見積書の写し（備品類はカタログのコピーも添付）
④ 工事箇所の図面（平面図等）
⑤ 源泉徴収票等前年分（1月から6月の申請の場合は前々年分） の所得税の額を証する書類
⑥ 借家の場合は家主の住宅改造承諾書 |

※ 改造工事着手前に相談、申請してください。工事着手後の申請は補助対象と なりませんのでご注意ください。介護保険法に基づく介護予防住宅改修費ま たは居宅介護住宅改修費の支給の対象となる場合には、本制度を利用するこ とはできません。

窓口 障がい福祉課 電話 (0725) 33-1131
FAX (0725) 33-7780

2 福祉住宅入居案内

(1) 府営住宅

障がい者(児)で住宅に困っている方のために、府営住宅に専用の枠を設けて募集を行っています。車いす対応の府営住宅もあります。

募集時期 4・6・8・10・12・2月

問合せ先 大阪府営住宅堺東管理センター

(泉大津市及び近隣市町内の府営住宅募集について)

電話 072(221)1083

(2) 市営住宅

詳しいことは、都市政策部建築住宅課へ

電話 (0725)33-1131

8. 医療費の助成について

1 重度障がい者医療

- 重度の障がい者の方が受診した場合、保険診療が適用された医療費の自己負担分を公費で一部負担します。(対象者①～⑤)

- <対象者>
- ① 障がい程度が1級又は2級の身体障がい者手帳所持者
 - ② 知的程度がAの療育手帳所持者
 - ③ 身体障がい者手帳を所持し、かつ知的B1の療育手帳所持者
 - ④ 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者
 - ⑤ 指定難病(特定疾患)受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者
- ※ 前年の所得が472万1千円を超える人は対象外です。

問合せ 障がい福祉課 電話 (0725)33-1131
FAX (0725)33-7780

2 後期高齢者医療制度

65歳から74歳の方で、一定の障がいがあると認定された方は、後期高齢者医療制度への加入申請が出来ます。

＜認定を受けられる障がいの種類＞

- ① 国民年金法等障害年金1・2級
- ② 身体障がい者手帳1・2・3級及び4級の一部
 - 〈身体障がい者手帳4級の一部とは〉
 - ・下肢機能障害4級1号（両下肢のすべての指を欠くもの）
 - ・下肢機能障害4級3号（一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの）
 - ・下肢機能障害4級4号（一下肢の機能の著しい障がい）
 - ・音声・言語機能障害（音声機能又は言語機能の著しい障がい4級）
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級
- ④ 療育手帳A

※ご加入の場合、所得に応じた保険料をお支払いいただきます。算定方法が異なりますので、現在加入されている健康保険の保険料と比べ増減があります。

問合せ 保険年金課 後期高齢者医療係

電話 (0725) 33-1131

FAX (0725) 20-3129

MEMO

9. 給付金・手当・年金

※手帳の等級と本表の等級とは一致しない場合がございます。

名 称	対 象 ・ 支 給 要 件	支 給 額
特別障がい者手当	次のいずれかに該当する20歳以上で、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者 ① 身体障がい者手帳1・2級の一部又は最重度の知的障がい・疾病の内、2つ以上が重複 ② その他、障がい・疾病により上記と同程度の状態	月額 29,590円
障がい児福祉手当	次のいずれかに該当する20歳未満で、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障がい児 ① 身体障がい者手帳1・2級の一部 ② 最重度の知的障がい ③ その他、障がい・疾病により上記と同程度の状態	月額 16,100円
特別児童扶養手当	中程度以上の身体障がい又は知的障がいのため、日常生活において監護を必要とする20歳未満の児童を養育している家庭に支給	1人月額 1級 56,800円 2級 37,830円
児童扶養手当	父又は母に政令で定める程度の障がいがあり、18歳に達する日以後の3月31日までの児童(又は20歳未満で中程度以上の身体障がい児)を養育している家庭、ひとり親の家庭に支給	一部支給 11,010～46,680円 全部支給 46,690円 児童数により加算有り
大阪府重度障がい者在宅生活応援制度	重度身体障がい(1・2級)と重度知的障がい(A)を併せもつ障がい者の介護者に支給	月額 10,000円
障害基礎年金	国民年金加入中に初診日がある病気、けがのため障がいの程度が年金障害等級表に該当していて、一定の保険料納付要件を満たしている20歳以上の方。他 ※	年額 1級 1,020,000円 2級 816,000円
障害厚生年金	厚生年金加入中に初診日がある病気、けがのため障がいの程度が年金障害等級表、厚生年金障害等級表に該当していて、一定の保険料納付要件を満たしている方。他 ※	障害厚生年金(1～3級)等の額は、報酬比例の年金額に一定の率をかけた額で定額ではありません。

支給額は、物価スライド制により金額が変更になる場合があります。

※ 各手当等を受けるには、必ず申請が必要です。

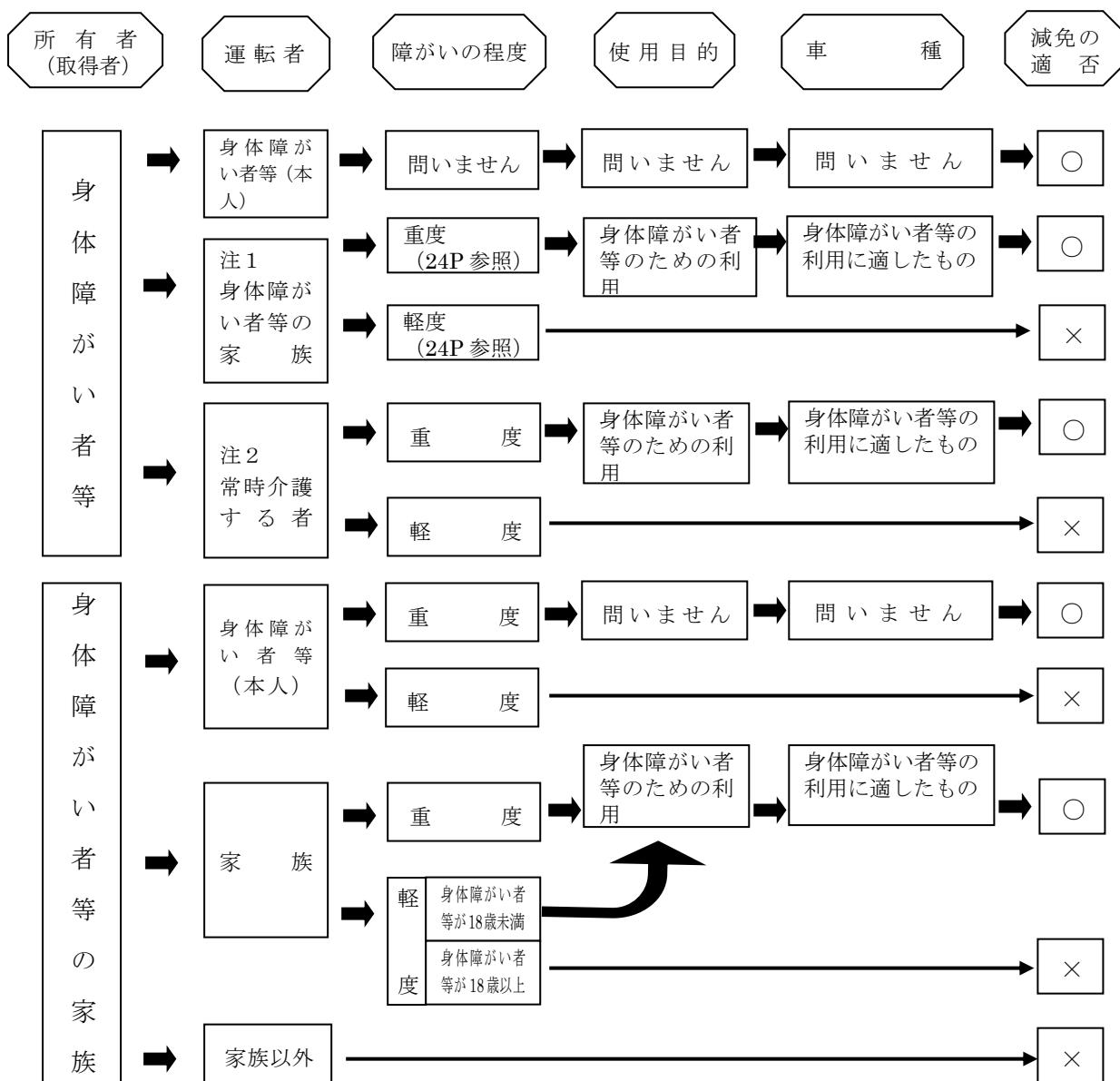
支給月	支給制限等	担当窓口
2月・5月 8月・11月	<input type="radio"/> 所得制限 <input type="radio"/> 長期入院（3ヶ月以上） <input type="radio"/> 施設入所	障がい福祉課
2月・5月 8月・11月	<input type="radio"/> 所得制限 <input type="radio"/> 施設入所 <input type="radio"/> 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受給できるとき	同 上
4月・8月 11月	<input type="radio"/> 所得制限 <input type="radio"/> 施設入所 <input type="radio"/> 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受給できるとき	子育て応援課
1月・3月・5月 7月・9月・11月	<input type="radio"/> 所得制限 <input type="radio"/> 施設入所 <input type="radio"/> 請求者が公的年金を受給しているとき	同 上
7月・10月 1月・4月	<input type="radio"/> 特別障がい者手当受給者 <input type="radio"/> 施設入所 <input type="radio"/> グループホーム等への入居	障がい福祉課
年6回 偶数月		日本年金機構 堺西年金事務所 電話 072(243)7900 又は保険年金課
年6回 偶数月		日本年金機構 堺西年金事務所 電話 072(243)7900

10. 経済的負担の軽減のために

1 税の軽減

(1) 自動車税・自動車取得税の減免

◎ 減免を受けることができる方



注1 身体障がい者等の家族……身体障がい者等と生計を一にする方（身体障がい者等と有無相助けて日常生活の資を共通にしている配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族の方）をいいます。

注2 常時介護する者……………身体障がい者等のみで構成される世帯の、重度の身体障がい者等が所有する自動車を、その身体障がい者等のために継続して日常的に運転する方で、福祉事務所等の確認を受けた方をいいます。

障がいの程度

① 身体障がい者の方

身体障がい者手帳の交付を受けている方のうち、下表の区分に該当する方です。

区分	軽度以外の障がい (重度の障がい)	軽度の障がい
下肢不自由	1級～3級	4級～6級
体幹不自由	1級～3級	5級
上肢不自由	1級～3級	4級～6級
脳原性運動機能障がい	1級～4級	5級・6級
視覚障がい	1級～4級	5級・6級
聴覚障がい	2級～4級	6級
平衡機能障がい	3級	5級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、HIV感染による免疫の機能の障害	1級～3級	4級
音声・言語、そしゃく機能の障がい	3級・4級	――

② 知的障がい者の方

療育手帳もしくは認定カードの交付を受けている方、子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談支援センターが発行する証明書のある方又は精神保健指定医の診断書のある方です。

③ 精神障がい者の方

精神障がい者保健福祉手帳（自立支援医療受給者番号が記載されているものに限ります。）の交付を受け、精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令に定める1級の障がいの状態にある方です。

※ 減免要件に該当することとなった日（手帳を受け取った日、その日が入院中の場合は退院した日）から60日以内、新たに自動車を取得する場合は、自動車の登録日に申請してください。月割り減免の対象とならない場合があります。

〈問合せ先〉 泉北府税事務所 電話 072(238)7221 FAX 072(222)6536
和泉自動車税事務所 電話 0725(41)1327 FAX 0725(43)4541

（2）軽自動車税の軽減

身体障がい者等が所有する軽自動車等（身体障がい者等と生計を一にする者が所有する規則で定める軽自動車等）について、軽自動車税が軽減される場合があります。

※ 詳しくは、市役所税務課へ 電話 (0725) 33-1131

(3) 所得税・住民税等の所得控除

障がい者手帳を所持している方、又は障がい者を扶養している方については、所得税、住民税（市民税・府民税）、事業税、相続税、贈与税等についてその障がいの程度に応じて所得控除等の制度があります。

<問合せ先>

所 得 税 相 繼 税 贈 与 税	泉 大 津 稅 務 署	電話 (0725) 33-5601
住 民 税	市 役 所 稅 務 課	電話 (0725) 33-1131 FAX (0725) 33-1179
事 業 税	泉 北 府 稅 事 務 所	電話 072 (238) 7221 FAX 072 (222) 6536

(4) 固定資産税の減免

障がい者手帳を所持している方については、①～⑤すべての要件を満たす場合、固定資産税が減免されることがあります。

(要件)

- ①所有者が 65 歳以上または特別障がい者・寡婦・ひとり親のいずれかに該当する人。
- ②所有者および家族全員の所得が市民税均等割非課税限度額以下の所得であること。
- ③所有者本人が居住している資産以外に土地や家屋を所有していないこと。
- ④家屋の延べ床面積が 70 m²以下であること。
- ⑤固定資産税（都市計画税含む）の年税額が 5 万円以下であること。

※詳しくは、市役所税務課固定資産税係へ 電話 (0725) 33-1131

2 割引制度

27、28ページに記載しています交通機関の割引をご利用される際に以下の障がい区分が関係してきます。

○ 運賃割引の際の障がいの区分

(第1種、第2種身体障がい者)

第1種身体障がい者	<ul style="list-style-type: none">・ 視覚障がいの1級から3級及び4級の1・ 聴覚障がいの2級及び3級・ 上肢不自由の1級、2級の1及び2級の2・ 下肢不自由の1級、2級及び3級の1・ 体幹不自由の1級から3級・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいで上肢機能障がい1級、2級または移動機能障がい1級から3級(1上肢または1下肢のみに運動機能障がいがある場合は除きます)・ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障がいの1、3級及び4級・ ぼうこう又は直腸の機能障がいの4級を除く内部障がい・ ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能障がいの1級から4級・ 肝臓機能障がいの1級から4級
第2種身体障がい者	第1種身体障がい者以外の方

※ 第1種に該当しない障がいが2つ以上あり、それらの障がいを総合すると第1種に準ずる障がいの程度の方も第1種身体障がい者とされます。

(第1種、第2種知的障がい者)

第1種知的障がい者	<ul style="list-style-type: none">・ 重度の知的障がい者
第2種知的障がい者	<ul style="list-style-type: none">・ 第1種知的障がい者以外の方

(第1種、第2種精神障がい者)

第1種精神障がい者	<ul style="list-style-type: none">・ 手帳の等級が1級の方
第2種精神障がい者	<ul style="list-style-type: none">・ 手帳の等級が2級、3級の方

※ 第1種障がい者、第2種障がい者の区別は、身体障がい者手帳又は療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額の欄に記載しています。

(1) 旅客運賃等の割引

身体障がい者（児）・知的障がい者（児）が利用する各種運賃が割引になります。

① 鉄道運賃

＜対象者＞ 身体障がい者手帳、療育手帳所持者

＜方法＞ 切符販売窓口に手帳を提示

※詳細は、各鉄道会社にお問い合わせください。

利用できる方		乗車券種類	割引率
第一種 障がい者	① 単独で利用する場合 ※片道 101kmをこえて利用する場合に限る	普通乗車券	5割引
	②介護者とともに利用する場合	普通乗車券 定期乗車券 回数券 急行券	障がい者介護者とも5割引※小児定期乗車券の該当者については、介護者に対してのみ5割引
第二種 障がい者	① 単独で利用する場合 ※片道 101kmをこえて利用する場合に限る	普通乗車券	5割引
	②介護者とともに利用する場合 ※12歳未満の障がい児が定期乗車券によって利用する場合に限る	定期乗車券	介護者に対して5割引

② バス運賃

＜対象者＞ 身体障がい者手帳、療育手帳所持者

＜利用方法＞ バス運賃支払のときに手帳提示

利用できる方	割引率
第1種障がい者	障がい者、介護者とも5割引
第2種障がい者	

※バス会社によって、適用が異なる場合がありますので、各社にお問い合わせください。

③ 国内航空運賃

利用対象者や適用範囲、割引運賃額等詳細については、各航空会社へお問い合わせください。

(2) 有料道路通行料金の割引

区分	対象者	対象自動車	割引率	利用手続
障がい者本人が運転される場合	身体障がい者手帳の交付を受けているすべての人が対象になります。	運転する自動車が障がい者本人又は常時介護する方が所有するもの。(1台のみ)	通行料金 50%	・身障手帳または療育手帳 ・車検証 ・免許証 (障がい者本人が運転の場合) ※ETCを利用する場合
障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗される場合	身体障がい者手帳または療育手帳の交付を受けている人のうち、旅客運賃等の割引種別が第1種の人	ただし、営業用の自動車を除く		・上記のもの ・ETCカード(本人名義) ・ETC車載器管理番号の分かる書類

※登録する車両がない場合も利用が可能です。詳細は障がい福祉課にお尋ねください。

(3) NHK放送受信料の減免

◎全額免除(障がい者の方を世帯構成員に有する場合)

	免 除 基 準
身体障がい者	世帯構成員全員が市町村民税非課税
知的障がい者	世帯構成員全員が市町村民税非課税
精神障がい者	世帯構成員全員が市町村民税非課税

◎半額免除(障がい者の方が世帯主で受信契約者の場合)

	免 除 基 準
身体障がい者	●視覚・聴覚障がい者 ●重度(1級又は2級)の身体障がい者
知的障がい者	重度(A)の知的障がい者
精神障がい者	重度(1級)の精神障がい者

(4) 点字郵便物の取扱

点字郵便物や点字小包を郵送する場合に、郵便料金を割引する制度があります。

詳しいことは、最寄の郵便局へお尋ねください。

(5) 公共料金等の減免

水道料金・下水道使用料の減免	身体障がい者手帳(1・2級)、療育手帳(A・B1)精神障がい者保健福祉手帳(1・2級)のいずれかの交付を受けている方が属する世帯、並びに特別児童扶養手当受給世帯のうち、世帯構成員全員が市民税非課税かつ生活保護を受給していない世帯が対象。水道料金で基本料金の一部329円(消費税等を含まず)、下水道使用料で基本料金の一部600円(消費税等を含まず)を減免。上記を証する手帳類・印鑑を持参の上、水道課にて申請してください。	水道課
市立駐車場の減免 (一時利用料金のみ)	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方が運転する場合、または同乗する場合に市立駐車場の駐車料金の半額を減免。 ※定期利用料金については減免の対象となりません。	土木課
市立駐輪場の減免 (定期利用料金のみ)	身体障がい者手帳の交付を受けている方、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方、療育手帳の交付を受けている方が定期利用する場合に、市立駐輪場の定期利用料金の半額を減免。 ※一時利用料金については減免の対象なりません。	土木課
市営プールの利用料金の免除	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は、ご利用の際にご提示いただくと利用料金が全額免除になります。	生涯学習課

11. 行動範囲を拡大するために

1 タクシー料金の助成

身体障がい者手帳1・2級、3・4級（視覚障がい・下肢障がい・体幹機能障がい・脳原性移動障がい・運動機能障がい・四肢障がい・じん臓機能障がい）、療育手帳A・B1所持者が、市との契約会社のタクシーに乗車された場合に、基本料金（初乗り運賃）を助成します。

対象者	年間枚数
・身体障がい者手帳1～4級の内、次の障がいを有する方 (視覚障がい・下肢障がい・体幹機能障がい・脳原性移動障がい・運動機能障がい・四肢障がい・じん臓機能障がい)	36枚（最大）
・療育手帳A	
・身体障がい者手帳1・2級の内、上記以外の障がいを有する方	24枚（最大）
・療育手帳B1	

※障がいの等級などにより上記の枚数のタクシーチケットを発行しています。

※障がい者手帳を持参の上、障がい福祉課へお越しください。

2 タクシー協会の運賃割引

大阪府下のほとんどのタクシー会社（個人タクシーを含む）では、身体障がい者手帳又は療育手帳の所持者がタクシーを利用したとき、手帳を提示すればタクシー運賃が1割引になります。（有料道路通行料金分、駐車料金は割引かれません）

※ 詳しくは、各タクシー会社に問い合わせてください。

3 自動車改造費用助成

自動車運転免許証において、運転できる自動車の種類等が限定されている身体障がい者が、就労等のため、自らが所有し運転する自動車の操行装置等の改造を必要とする場合に、改造費用の一部を助成します。なお、5年以内に助成を受けた場合は該当しません。また、所得制限があります。

※ 助成額は10万円が限度です。

※ 改造する前に申請してください。改造着手後の申請は助成できませんのでご注意ください。

※ 詳しくは、障がい福祉課へ 電話 (0725) 33-1131
FAX (0725) 33-7780

12. 郵便による不在者投票

1. 郵便等による不在者投票ができる人

身体障がい者手帳をお持ちの人で、次のいずれかの要件に該当し、自筆することができる人（注1）は、自宅などで郵便等による不在者投票をすることができます。

身体障がい者手帳

- 両下肢・体幹の障がい又は移動機能の障がいの程度が1級又は2級の人
- 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がいの程度が1級または3級の人
- 免疫または肝臓の障がいの程度が1級から3級の人
- 上記の障がいの程度に該当することについて、泉大津市長（障がい福祉課）が書面により証明した人

注1 上記のいずれかの要件に該当し、上肢または視覚の障がいの程度が1級の人（障がいの程度が1級に該当することについて、泉大津市長（障がい福祉課）が書面により証明した人を含む。）は、代理記載制度を利用するることができます。詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

※ 戦傷病者手帳（一定の要件あり）、介護保険被保険者証（要介護5）をお持ちの人も郵便等による不在者投票をすることができます。詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

2. 郵便等投票証明書の交付申請

投票用紙を請求するためには「郵便等投票証明書」が必要です。事前に障がい者手帳等を持って選挙管理委員会事務局へ申請してください。代理の人でも申請できますが、申請書には本人の署名（代理記載制度を利用するときは、代理記載人の署名）が必要です。「郵便等投票証明書」の申請用紙は市のホームページからダウンロードできます。また、選挙管理委員会事務局へ連絡していただければ申請書を郵送いたします。

「郵便等投票証明書」をお持ちの人には、選挙のつど選挙管理委員会事務局から「投票用紙の請求」のご案内をいたします。

※ 詳しくは、選挙管理委員会事務局へ 電話 （0725）33-1131
FAX （0725）23-1940

13. 身体障がい者・知的障がい者相談員

○ 泉大津市身体障がい者相談員

肢体障がい	柴田 幹男	電話(0725)21-8406
内部障がい	浜田 隆弘	電話(0725)31-2190
視覚障がい	長畠 幸夫	電話(0725)32-4717
聴覚障がい	北脇 亜弓	FAX (0725)32-1490

○ 泉大津市知的障がい者相談員

平 由貴美 電話(0725)33-8009

【泉大津市身体障がい者福祉会 入会のおすすめ】

市内在住の身体障がい者が、スポーツやレクリエーション等の親睦をかねたいろいろな活動をしています。あなたも是非、加入してみてはいかがでしょうか。

申し込み、問い合わせは 会長 橘 艷子 電話(0725)21-4756

【救急安心センターおおさか（医療機関案内・救急医療相談窓口）】

救急医療相談を「相談員」「看護師」「医師」が24時間受付しています。

病気やケガ 迷ったらまずここへ FAX (06) 4393-2990
Eメール kyukyu@anshin7119.jp

【自動車事故対策機構による介護料支給】

自動車事故を原因として「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」を損傷し、重度の後遺障がいがあるため、日常生活活動動作について「常時」又は「随時」の介護が必要となった方に、「独立行政法人自動車事故対策機構（N A S V A）」から介護料が支給されます。

●介護料の支給対象となる費用

- ・訪問看護等在宅介護サービス
- ・介護用品、消耗品の購入等

●支給の制限

(1) 次のような支援を受けている方は、支給の対象になりません。

- ① N A S V A 療護施設に入院している方
- ② 他法令に基づく施設に入所している方
- ③ 他法令による介護料相当の支給を受けている方等

(2) 主たる生計維持者の年間の合計所得金額が1000万円を超えると認められるとき

●支給対象となる方および詳しい支給要件は、次の問い合わせ先にご確認ください。

問い合わせ先：独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所 電話(06)6942-2804